

厚生文教常任委員会の所管事務調査について（案）

令和 7 年 7 月 4 日

1 調査事項

学校施設のあり方について

2 目的

市内の市立小中学校（36 校）について、老朽化や児童生徒数の減少等の現状把握と課題共有をするとともに、課題解決に向けた取組の実施状況等を調査し、必要な提言をする。

3 期間

調査終了まで

4 方法

委員会の協議により、所管課に報告や資料提出を求めるとともに、必要に応じて専門的知見の活用などを行い、報告書を作成する。

5 スケジュールのイメージ

7 月 4 日	・ 調査事項、目的、期間、方法等の決定
8 月 8 日	・ 学校施設の現状と課題の把握 ・ 今後の取組予定の説明と検討すべき課題の抽出
9 月～11 月	・ 必要に応じて参考人への聴取
12 月定例会中	・ 所管課の取組状況についての報告
1 月～3 月	・ 意見のとりまとめ（課題、提言等の協議）
3 月定例会または 5 月臨時会	・ 厚生文教常任委員長報告

7 参考条文

(1) 小田原市議会会議規則 第 70 条（所管事務の調査）

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(2) 小田原市議会委員会条例 第 28 条（参考人）

委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。